

# 市民参加実施結果シート

**結果 (途中・終了)**  
平成28年4月1日時点

担当課(市民課)

2 市民参加の手續 実施結果について			
通称	マイナンバー法の施行に伴う、流山市手数料条例の一部改正について	市が考える市民等への影響	〈メリット〉通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の徴収に係る根拠法令の明確化。 〈デメリット〉特になし
名称	行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う、流山市手数料条例の一部改正について		
概要	市町村長は、平成27年10月5日に施行されるマイナンバー法に基づき、住民基本台帳に記載された方に対して個人番号を指定し、通知カードにより通知を行い、通知した方の申請により個人番号カードを交付するものとされている。各カードの初回交付手数料は国庫補助の対象であり無料で交付するが、滅失等の事由により再交付する際の手数料については国庫補助の対象外であるため有料とし、この再交付手数料について流山市手数料条例に定めるもの。		
市民参加の実施結果を踏まえた担当課の意見	【パブリックコメントの意見】カードの再交付における不測の事態への対応費用として、市民1人あたり月50円の課税をしてはどうか。 【担当課の意見】本市は、手数料の支払いについて受益者負担の立場であり「再交付が必要な人が手数料を支払う」という考え方に基づき手数料を定める方針である。 ※意見交換会においては、マイナンバー制度全般に対する質問はあったが、手数料に直接関係する意見は無かった。		

## (1) 市民参加の実施内容

市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由	パブリックコメント手續は、市民が容易に意見表明することができ、募集期間も長く、より多くの意見聴取が可能と考えたため。 意見交換会は、市と市民等が直接意見交換をすることができ、率直な意見聴取が可能と考えたため。
--------------------------------	---

実施した市民参加	①開催告知日	③募集期間	④受付方法	⑤開催日等	⑥人数等	⑦人数構成内訳	⑧結果の公表	⑨意見の反映	⑩工夫したこと	⑪その他特記事項
パブリックコメント	<HP> H27/6/17~  <広報紙> H27/6/21号  <出張所・公民館> H27/6/22~	<意見募集期間> H27/6/22 ~H27/7/21	ファクシミリ 郵送 電子メール 書面の持参	—	意見数 1件	—	<HP> H27/9/2~	意見を反映した(案を修正した)  ○ 案を修正しなかった  その他	マイナンバー関係のパブリックコメントを実施する部署が複数あったため、資料を同一のファイルに整理して配架した。 窓口にてマイナンバーに関する問い合わせ等を受けた際、パブリックコメントの案内を行いご意見の提出について働きかけた。	
意見交換会	<HP> H27/6/17~  <広報紙> H27/6/21月号	—	—	・H27/7/18 第2庁舎3階305会議室	参加者数 3名	—	<HP> H27/9/2~	意見を反映した(案を修正した)  ○ 案を修正しなかった  その他		

(2)実施された市民参加の流れ

.....> \*継続的なもの

年度	平成27年度											
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
パブリックコメント	← 素案の作成等 →		議会への説明 ↔ 資料等公表	市の案等を修正		議会への報告 ↔	パブリックコメントの結果の公表 .....>					
意見交換会			開催日等公表	● 意見交換会 (7/18)	市の案等を修正		議会への報告 ↔	意見交換会の結果を公表 .....>				
			パブリックコメント実施 (6/22~7/21)									